

青森県報

第五百九十二号

令和五年
三月二十九日
(水曜日)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… (障害福祉課) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (同) …… 一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定…………… (同) …… 二
- 土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (河川砂防課) …… 二
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (同) …… 二
- 道路の供用の開始…………… (道路課) …… 二
- 都市計画事業計画の変更認可…………… (都市計画課) …… 三
- 農用地利用配分計画の認可…………… (構造政策課) …… 三
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示…………… (会計管理課) …… 三
- 選挙管理委員会……………
- 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投書管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正… (事務局) …… 四
- 公安委員会……………
- 青森県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則…………… (総務課) …… 五

告 示

○ 青森県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則 (監察課) …… 五

○ 平成二十四年五月十一日青森県警察本部長告示第二十一号 (青森県個人情報保護条例第二十条第一項の開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有個人情報) を廃止する告示…………… (総務課) …… 五

青森県告示第二百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号) 第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関 (精神通院医療) がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
うきす調剤薬局	つがる市木造浮巢四五の二	令和五・三・二〇

青森県告示第二百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関 (精神通院医療) を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
	青森県知事 三 村 申 吾	

ハッピー調剤薬局八戸旭ヶ丘店	八戸市新井田字小久保尻一六の二二七	令和五・四・一
石館薬局	青森市新町一丁目一三の一	〃
ニコニコ薬局ニツ屋店	八戸市大字沢里字ニツ屋一の二二三	〃
うきす調剤薬局	つがる市木造浮巢四五の二	〃

青森県告示第百三十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指定年月日
株式会社レインゴウ事務機	弘前市大字浜の町西三丁目四の三	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	弘前市大字藤代二丁目一四の五	令和五・四・一
合同会社ぶりんぐあつぶ	十和田市稲生町一六の四三	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	十和田市稲生町一六の四三	〃

青森県告示第百三十二号

土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

矢越土砂災害警戒区域

- 一 解除する区域
- 二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

(図面省略)

地滑り

青森県告示第百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備えて置いて縦覧に供する。

令和五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

矢越土砂災害警戒区域

- 一 指定の区域
- 二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

(図面省略)

地滑り

青森県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和五年四月二十八日まで青森県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道戸来十和田線	十和田市大字滝沢字道ノ上一二の一から十和田市大字滝沢字道ノ上五の一まで	令和五年三月二十九日

青森県告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、外ヶ浜町都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和五年三月十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
外ヶ浜町
- 二 都市計画事業の種類
外ヶ浜町都市計画下水道事業
- 三 事業施行期間
平成十年十二月二十五日から令和九年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成三十年三月三十日青森県告示第百六十三号）の事業地に変更なし。
 - 2 使用の部分
都市計画事業計画の変更認可（平成三十年三月三十日青森県告示第百六十三号）の事業地に変更なし。

号）の事業地のうち、外ヶ浜町字蟹田中師宮本地内において事業地を変更する。

公 告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和五年三月二十九日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称 砂子田 康雄	三戸郡田子町	三戸郡田子町大字関字下夕川原五七
日澤 守章	三戸郡田子町	三戸郡田子町大字関字在家平四二

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同条第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和五年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
 - 1 除雪トラック（七トン級、ワンウェイプラウ） 一台
 - 2 除雪トラック（七トン級、アングリングプラウ 路面整正装置付） 一台
 - 3 除雪トラック（七トン級、散水機能付） 一台

- 四 ローターリ除雪車（除雪幅二・六メートル、二百二十キロワット級） 一台
- 五 ローターリ除雪車（除雪幅二・二メートル、二百二十キロワット級） 一台
- 6 凍結防止剤散布車（三トン級、二・五立方メートル級） 四台
- 7 除雪グレーダ（四・〇メートル級） 一台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目一の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和五年三月三日
- 五 落札者の名称及び住所
一の1、2及び3について
UDトラックス株式会社
埼玉県上尾市大字壺丁目一
一の4について
株式会社NICHIJO
北海道札幌市手稲区曙五条五丁目一の一〇
一の5及び6について
株式会社 青工
青森市新田三丁目一の一の八
一の7について
コマツカスタマーサポート株式会社
東京都港区白金一丁目一七の三
- 六 落札金額
一の1について 三千四百二十六万五千円
一の2について 四千二百五十七万円
一の3について 三千九百二十一万五千円
一の4について 五千四百四万円
一の5について 五千三十八万円
一の6について 八千七百三万二千元
一の7について 三千六百八十五万円
- 七 落札者を決定した手続

一の1、3、5及び6について

入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、交換差金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

一の2、4及び7について

入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和五年一月十八日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和五年三月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

二の表中

宝園	〃	大字安田字近野一の七一
宝園	〃	大字安田字近野一の七一
住宅型有料老人ホームアビイクオレ	〃	大字安田字近野二七六の一

を

に、

ケアポートバンドー青森南	〃	大字野木字山口一五の一一
--------------	---	--------------

を

ケアポートバンドー青森南	〃	大字野木字山口一五の一一
住宅型有料老人ホームアピライフ	〃	大字野木字野尻三八の一

に、

医療法人清照会湊病院介護医療院	八戸市大字新井田字松山下野場七の一五
-----------------	--------------------

を

医療法人清照会湊病院介護医療院	八戸市大字新井田字松山下野場七の一五	
みちのく記念病院介護医療院	〃	小中野四丁目一の六〇

に改める。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和五年三月二十九日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

青森県公安委員会規則第一号

青森県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

青森県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十八年三月青森県公安委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

青森県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十九日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

青森県公安委員会規則第二号

青森県公安委員会審査請求手続規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会審査請求手続規則（青森県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(適用除外等) 第二十八条 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項及び青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第十七条第一項及び青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第三十六条第一項に規定する審査請求については、第三条、第十条第二項、第十一条から第二十五条まで及び第二十七条の規定は、適用しない。	(適用除外等) 第二十八条 青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）第十七条第一項及び青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）第三十六条第一項に規定する審査請求については、第三条、第十条第二項、第十一条から第二十五条まで及び第二十七条の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

青森県警察本部長告示第十二号

平成二十四年五月十一日青森県警察本部長告示第二十一号（青森県個人情報保護条例第二十條第一項の開示請求があった場合において直ちに開示することができる保有

個人情報）は、令和五年三月三十一日限り、廃止する。

令和五年三月二十九日

青森県警察本部長

磯

丈
男

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円